

情報提供

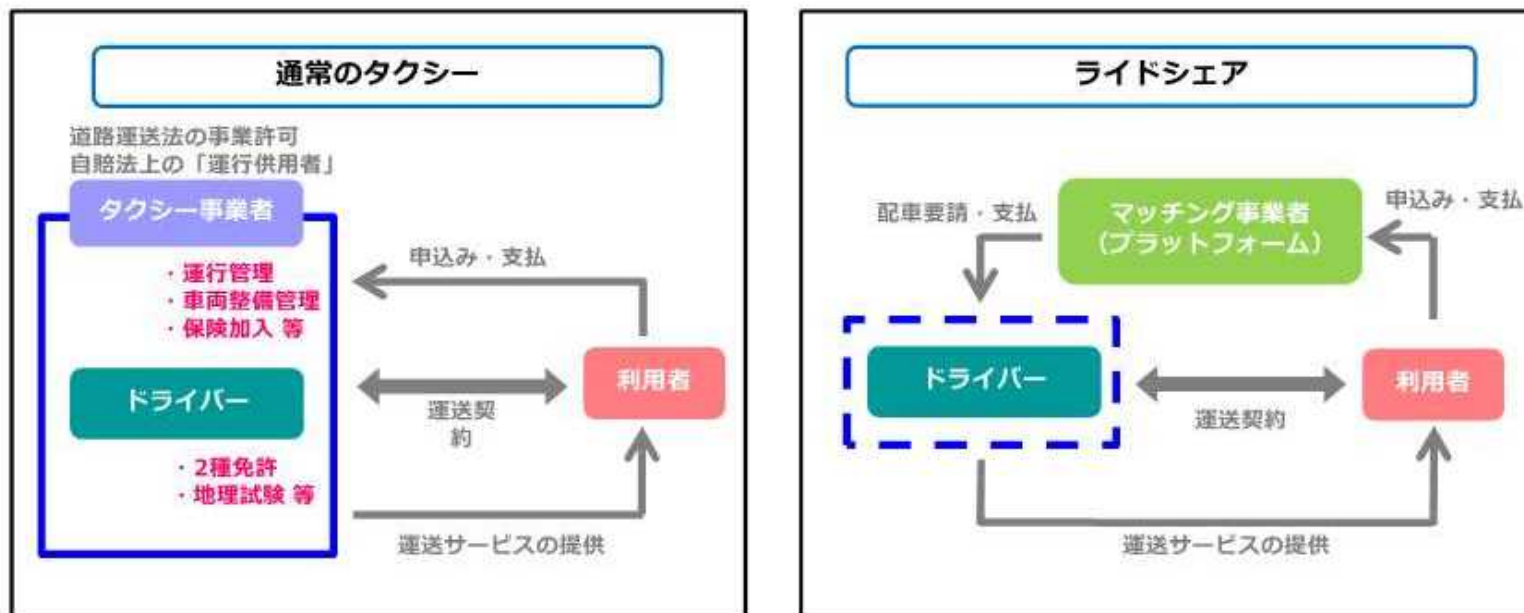
- (1) 自家用車活用事業（日本版ライドシェア）
 - (2) 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）
-

北海道運輸局自動車交通部
令和6年8月7日

ライドシェアをめぐる最近の情勢について

そもそもライドシェアとは

- 一般的に「ライドシェア」と呼ばれるもの（いわゆる米国版ライドシェア）
自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンのアプリ等で仲介するもの
- 国土交通省としての「ライドシェア」の見解
令和6年5月30日 ぶら下がり会見要旨
[齊藤 国土交通大臣]
 - ・自家用車活用事業等について、モニタリングと検証を進めていく
 - ・その検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、法制度を含めて事業のあり方を並行して議論を進める
 - ・現時点では、法制度議論やモニタリングの実施に特定の期限は設けない



そもそもライドシェアとは

○自治体や事業者、一般者等からの相談・苦情

「ライドシェアやりたい」

「ライドシェアはいいのか悪いのか」

「ライドシェア断固反対」

→そもそもあなたの言う「ライドシェア」って？
まずは、お互いの認識の一致が重要

道路運送法による

自家用有償旅客運送(法78条2号登録)
交通空白地・福祉有償運送
(いわゆる公共ライドシェア、自治体ライドシェア)

自家用自動車による有償運送(法78条3号許可)
ヘルパーぶら下がり・スクールバス

違法

白タク
白バス

今般新設された
「自家用車活用事業」もここに該当
(いわゆる日本版ライドシェア)

いわゆるライドシェア

道路運送法によらない

許可登録を要しない運送態様
無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

【参考】道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）
（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

概要

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする「日本版ライドシェア」を創設
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給



許可条件等

- アプリデータに基づき不足車両数を算出して実施する地域【札幌交通圏】
 - ・配車アプリのデータ等に基づき不足車両数等の算出を行い4月に公表（土日の1時台～4時台 110両）
 - ・1時間5mm以上の降水量が予報される時間帯に日本版ライドシェアの車両の使用が可能
 - 自治体やタクシー事業者の申出により実施が可能な地域【その他の地域】
 - ・金土の16時台～翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす
 - ・自治体が曜日・時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合、その内容を不足車両数とみなす
- ※いずれの地域もいきなり実施できるわけではなく、意向調査を実施のうえ使用車両数を決定・通知し、タクシー事業者が許可申請（イメージはP.5「意向調査と許可申請の流れ」参照）
- 運送形態・態様について
 - ・利用者とタクシー事業者の間で運送契約が締結され、タクシー事業者が運送責任を負う
 - ・運送の引受け時に発着地が確定しており、運賃及び料金は事前確定、キャッシュレス決済
 - 自家用車ドライバー及び車両について
 - ・ドライバーは一種免許又は二種免許を保有し、タクシー運転者に行うものと同様の研修や指導監督を行う
 - ・車両は自家用車（個人の持込み車、会社の社有車）やタクシー車両（遊休車）を使用可能

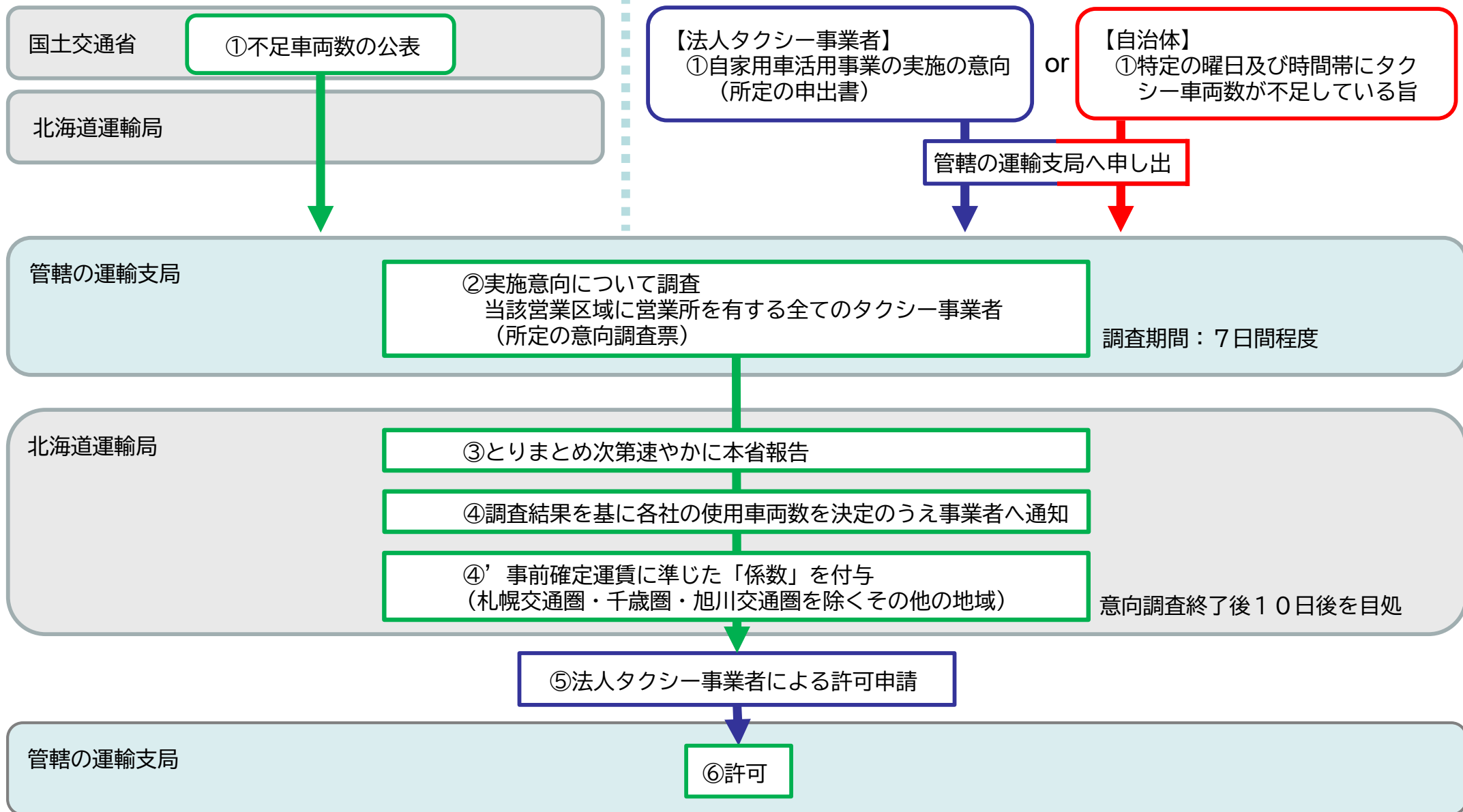
意向調査と許可申請の流れ(札幌交通圏・その他の地域)

*この資料は、令和6年7月末時点の情報に基づき作成しております。

国の作業
事業者の作業
地方自治体の作業

札幌交通圏

その他の地域



(参考)その他の地域(みなし地域)の申し出状況

*この資料は、令和6年7月末時点の情報に基づき作成しております。

○タクシー事業者から書面で申し出のあった地域 (7月24日時点) **36地域** 金土:16~翌5時
各営業区域内のタクシー車両数の5%

【北海道】2地域

・伊達圏(伊達市等)

・倶知安圏(倶知安町等)

※赤字:運行開始地域

【東北】1地域

・青森交通圏(青森市等)

【関東】6地域

・水戸県央交通圏(水戸市等)

・県南東部交通圏(春日部市等)

・南多摩交通圏(八王子市等)

・南房交通圏(木更津市等)

・県南西部交通圏(川越市等)

・北多摩交通圏(立川市等)

【北陸信越】2地域

・富山交通圏(富山市)

・金沢交通圏(金沢市等)

【中部】19地域

・知多交通圏(半田市等)

・静岡交通圏(静岡市等)

・浜松交通圏(浜松市等)

・御殿場交通圏(御殿場市等)

・富士・富士宮交通圏(富士市等)

・沼津・三島交通圏(沼津市等)

・磐田・掛川交通圏(磐田市等)

・藤枝・焼津交通圏(島田市等)

・岐阜交通圏(岐阜市等)

・大垣交通圏(大垣市等)

・美濃・可児交通圏(可児市等)

・東濃西部交通圏(多治見市等)

・高山交通圏(高山市等)

・下呂市(下呂市)

・福井交通圏(福井市等)

・敦賀交通圏(敦賀市等)

・武生交通圏(越前市等)

・大野市(大野市)

・勝山市(勝山市)

【四国】5地域

・南国交通圏(南国市等)

・土佐交通圏(土佐市等)

・高幡交通圏(須崎市等)

・幡多交通圏(四万十市等)

・嶺北交通圏(本山町等)

【沖縄】1地域

・石垣島(石垣市等)

(参考)その他の地域(みなし地域)の申し出状況

○運輸支局へ申し出た自治体数(7月24日時点) 13地域 ※赤字:運行開始地域

【北陸信越】 2地域

- ・佐久交通圏(軽井沢町)
- ・新潟市C(新潟市)

主に金土日及び祝日の午後(最大24台)
全日:17~21時(2台)

【中部】 4地域

- ・伊勢・志摩交通圏(伊勢市、志摩市)

伊勢市 → 全日:18~24時(6台)
志摩市 → 木、金、土:20~24時(最大10台)

- ・福井交通圏
(福井市、鯖江市、あわら市、坂井市、
吉田郡永平寺町、丹生郡越前町(一部区域))

全日の主に6~24時(最大13台)

- ・敦賀交通圏(敦賀市)

月~金:6~7時、17時~20時(4台)

- ・武生交通圏

全日の主に7~18時(最大6台)

- (越前市、丹生郡越前町(一部区域))

【中国】 7地域

- ・鳥取交通圏(鳥取県)
- ・米子交通圏(鳥取県)
- ・倉吉交通圏(鳥取県)
- ・境港市(鳥取県)
- ・八頭郡(鳥取県)
- ・西伯郡(鳥取県)
- ・日野郡(鳥取県)

(鳥取県7営業区域全て同じ時間帯)
10月18日(金)16時~10月22日(火)24時
20台
20台
20台
10台
5台
3台
3台

自家用有償旅客運送制度の概要(いわゆる公共ライドシェア)

- バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合に、**市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する、有償の旅客運送**
- 省令において「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」を規定

種類
※数値はR5. 3. 31時点
(全国)

(交通空白地) 698団体、4,428車両
(福祉) 2,428団体、14,044車両

利用者

(交通空白地) **地域住民・観光客**
(福祉) 介護を必要とする者



提供体制

(運送主体) 市町村、NPO法人等 (一般社(財)団法人、商工会議所・・・)
(使用車両) **自家用車(白ナンバー)**
(ドライバー) **第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等**

運送の対価

法律により、**「実費の範囲内」**の収受が認められている。

登録要件

- ① **安全体制を確保すること(運行管理・整備管理の責任者の選任等)**
- ② **地域の関係者(※)において協議が調うこと**

(※) 地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等

自家用有償旅客運送の運用改善について

第212回国会 岸田総理所信表明演説（令和5年10月23日）（抜粋）

- 地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいります。

第1回デジタル行財政改革会議（令和5年10月11日）（抜粋）

- 齊藤大臣においては、地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応するため、タクシー・バス等のドライバーの確保や、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用などの検討を進めるとともに、西村大臣と協力して、自動運転やドローンの事業化を加速してください。



第3回デジタル行財政改革会議（令和5年12月20日）

- 「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念も取り込む 【年内】
- 実施主体から受託により株式会社が参画できることを明確化 【年内】
- 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進 【年内】
- 「対価」の目安をタクシー運賃の「約8割」とする 【年内】
- 一定のダイナミックプライシングを導入する 【年度内】
- 自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する 【6月まで】
- 「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう見直し 【6月まで】
- 運行区域を柔軟に設定することを促すよう見直し 【6月まで】

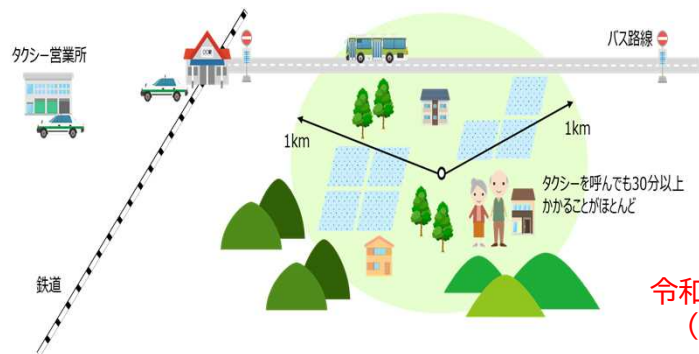
第一弾

第二弾

自家用有償旅客運送の運用改善について(令和5年12月28日改正)

①自家用有償旅客運送に係る交通空白地の目安の提示

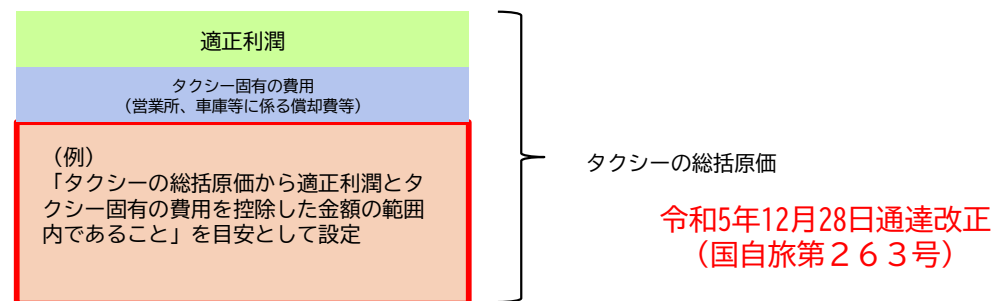
- 「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念も取り込む（参考となる目安を示す）。
上記目安に該当しない地域でも、地域公共交通会議等における協議が調えば、交通空白地として自家用有償旅客運送を導入することは可能



令和5年12月28日通達改正
(国自旅第265号)

②自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化

- 従来の「当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く）の概ね1/2の範囲内であること」という目安を廃止し、必要費用も勘案してタクシー運賃の約8割として実費を適切に収受できるように目安を新たに設定する
なお、協議結果に基づき、タクシー運賃の約8割を超える運送の対価を設定することも可能



③「株式会社が保有する自家用車の活用」及び「観光地において宿泊施設が保有する自家用車の活用」

- 交通空白地有償運送の実施地域において、**実施主体からの受託により株式会社が参画すること**は、サービスを充実させる観点から効果的であることから通達において明示。以下の例により移動の足の不足に対するニーズに自家用車の活用が期待できる

① 実施主体からの受託により株式会社が参画するケース

例えば、配送行為を行う株式会社が配送ルートの途中で旅客を運送するなど、自治体等に協力して実施する場合

② 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用するケース

複数の宿泊施設で使用していない時間帯の車両を持ち寄り、実施主体である自治体や観光協会などにドライバーも含め提供し、ホテル間や観光スポットへの宿泊者及び観光客の運送や、病院、スーパー等への地域住民等を運送する場合



令和5年12月28日通達改正
(国自旅第217号)
令和5年12月28日事務連絡

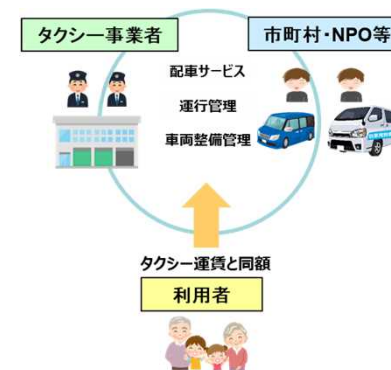
自家用有償旅客運送の運用改善について(令和6年4月26日改正)

①ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記
 - ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能
 - ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能
 - ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認

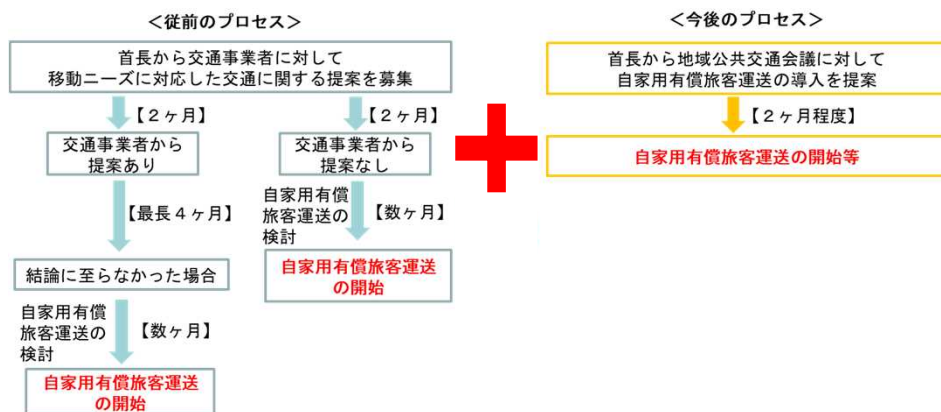
②タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記



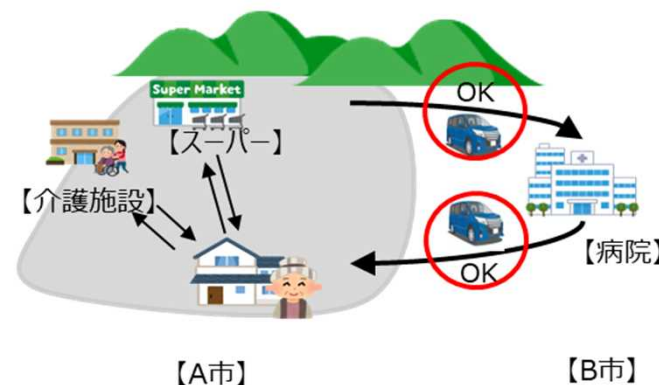
③地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記



④運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内であればよいことを通達上明記



自家用有償旅客運送の運用改善について(令和6年4月26日改正)

①ダイナミックプライシングの導入

○ 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記する

①通常收受することとなっている対価に対して、**5割増を上限、5割引を下限**として、柔軟に対価の額を設定することが可能

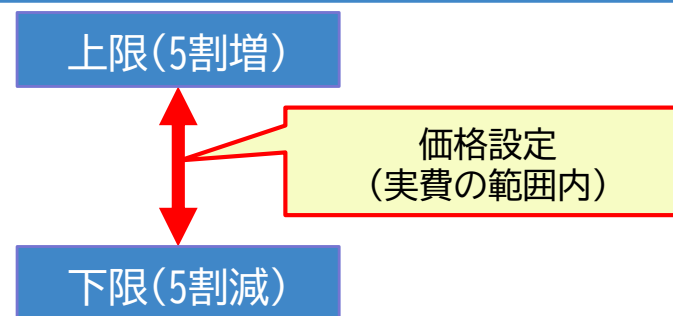
②手法としては、

- ・対価の額を**リアルタイムに変動**させる
- ・対価の額が**変動する時間帯や要件をあらかじめ決定**するのいずれも可能

③一定期間に收受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でなければならないことから、これを**地域公共交通会議で3ヶ月ごとに確認**

通達改正

- ・自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて
(平成18年9月15日付け国自旅第144号)
- ・地域の実情に応じた自家用有償旅客運送に係る運送の対価の設定方法について
(令和6年4月26日付け事務連絡)



○道路運送法

(旅客から收受する対価の公示等)

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。

○道路運送法施行規則

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
- 三 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていること（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）。

自家用有償旅客運送の運用改善について(令和6年4月26日改正)

②タクシーとの共同運営の仕組みの構築

○ タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記する

①タクシーと自家用有償旅客運送の一体的な配車サービスを導入し、タクシーの配車ができない場合に、自家用有償旅客運送を配車する仕組みを構築

- ・タクシーや自家用車活用事業による追加的な旅客輸送の提供が困難な地域の補完的な観点
- ・**交通空白地有償運送であって、事業者協力型自家用有償旅客運送（タクシー）の場合に限る**

②共同運営を実施する場合には、利用者が支払う額はタクシー運賃と同額とした上で、うち約8割（実費相当額）は市町村・NPO等が収受し、約2割（協力金）は地域公共交通の確保改善に活用

- ・**協力金についても、自家用有償旅客運送者が法令上収受できる実費とみなす**
- ・**協力金の使途**としては以下を想定

共同輸送サービスに係る、

利用者の負担軽減（共通クーポンに係る費用等）

提供に必要となる施設及び車両の高度化（遠隔点呼システム、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等）

ドライバーの育成、募集（ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等）

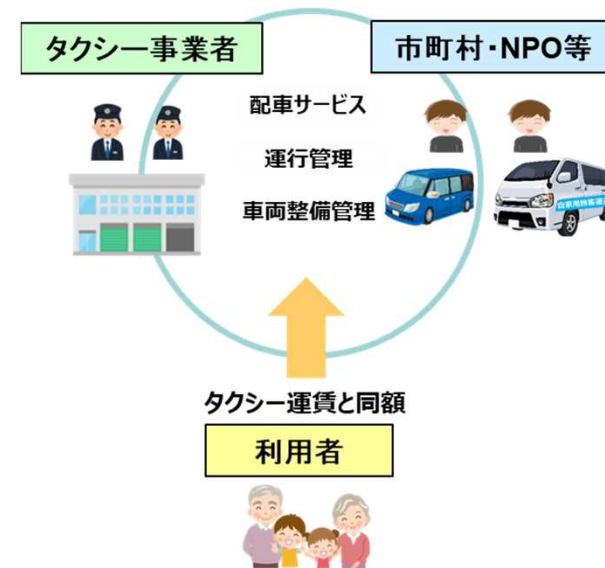
利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析（利用者拡大のためのマーケティング費用等）

通達新設

一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による共同輸送サービスの提供について
(令和6年4月26日付け国自旅第73号)

事業者協力型自家用有償旅客運送（令和2年に創設）

- ・運行管理・車両整備管理に加え、運送の手配に係るサービス提供について、一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）が協力する制度
- ・登録に係る有効期間は5年（通常は新規2年、更新3年）
- ・事業者協力型を行う場合は登録証に明記される
- ・事業者協力型を行うかどうかの別の変更は、変更登録を要する（交通会議での協議を要する）



自家用有償旅客運送の運用改善について(令和6年4月26日改正)

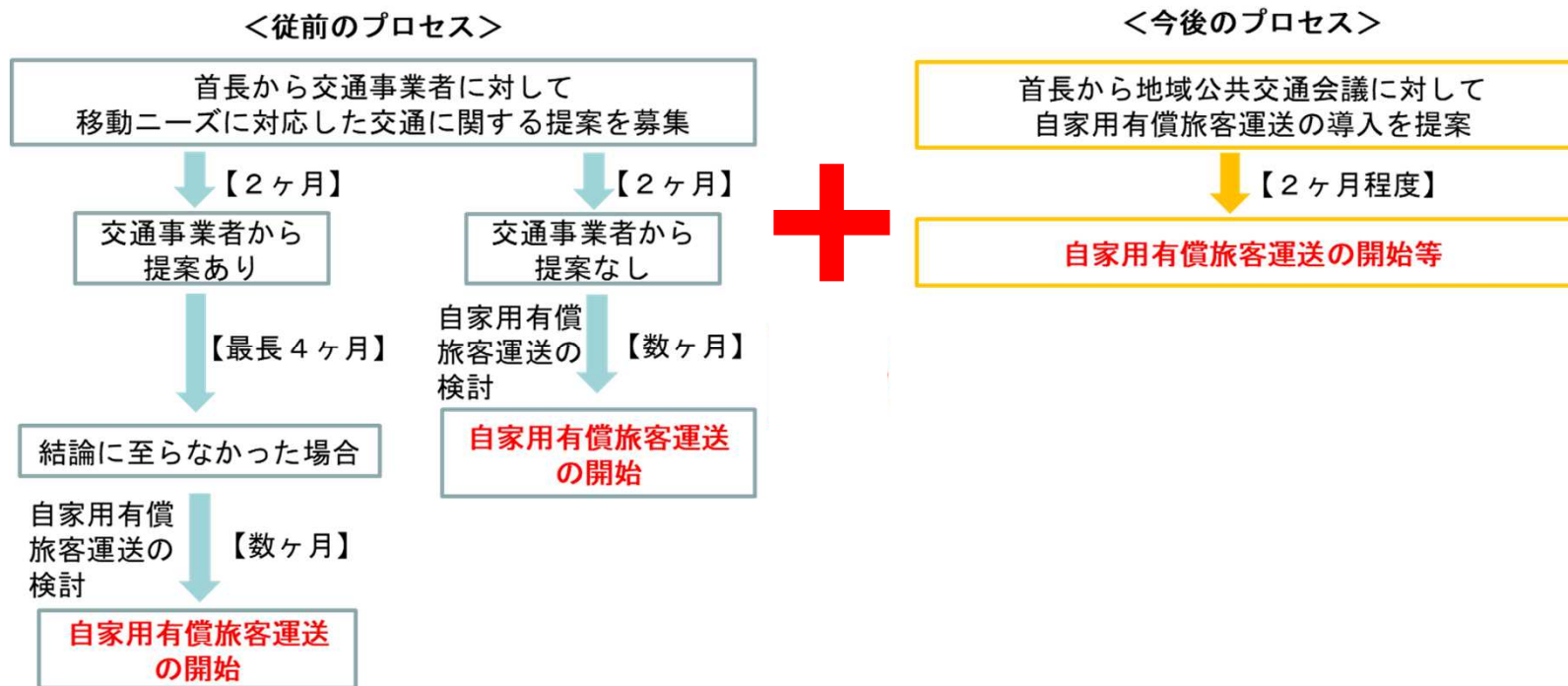
③地域公共交通会議の運営手法の見直し

○ 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記する

- ①設置要綱の規定に基づき、協議内容を尊重しつつ、自らの責任において、自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行えることとする
- ②地域公共交通会議において、首長の判断で決定する仕組みを設ける場合には、設置要綱にその旨を規定するべき旨を通達に明記
- ③従前のプロセスによる検討も引き続き可能（あくまで新たなプロセスの一つとして通達に明記したに過ぎない）

通達改正

地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について
(平成18年9月15日付け国自旅第161号)



自家用有償旅客運送の運用改善について(令和6年4月26日改正)

④ 運送区域の設定の柔軟化

○ 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記する

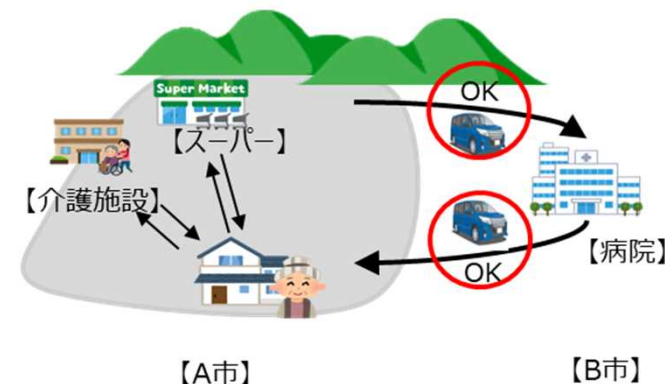
① 発地又は着地のいずれかが運送区域内（片足主義）ということは従前から規定

② 一方で、新たに以下を通達上規定

- ・ 運送区域の外にある輸送を行う場合には、**関係市町村にその旨を通知することが望ましいこと**
- ・ 広域的な観点から、**必要に応じて隣接する複数市町村に対して共同化を促すこと**

通達改正

- ・ 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について
(平成18年9月15日付け国自旅第161号)



⑤ 交通空白の概念

○ 移動を希望する者が、恒常的に、許容可能な時間内（※）に公共交通利用できない地域・時間帯として改正

※ 地域住民や観光旅客のニーズに基づいて導出。

少なくともタクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域は交通空白地に該当するが、アンケート調査や地域の実情（高齢化率及び独居率といった人口構造の特性、勾配など地理的特性等）を踏まえた市町村長又は都道府県知事の判断により、30分未満とすることも考えられる（例えば15分など）

(旧：令和5年12月28日付け改正)

- ・ 半径1キロメートル以内にバスの停留所及び鉄軌道駅が存しない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域
- ・ 当該地域における一般旅客自動車運送事業者・鉄道事業者・軌道事業者の営業時間外

参考 運用改善に係る活用事例①

○令和5年末、令和6年4月に実施した自家用有償旅客運送制度の運用改善を踏まえて、石川県加賀市、小松市、神奈川県三浦市をはじめとする各地域の市町村において、新たな制度の社会実装に向けて着実に動いている

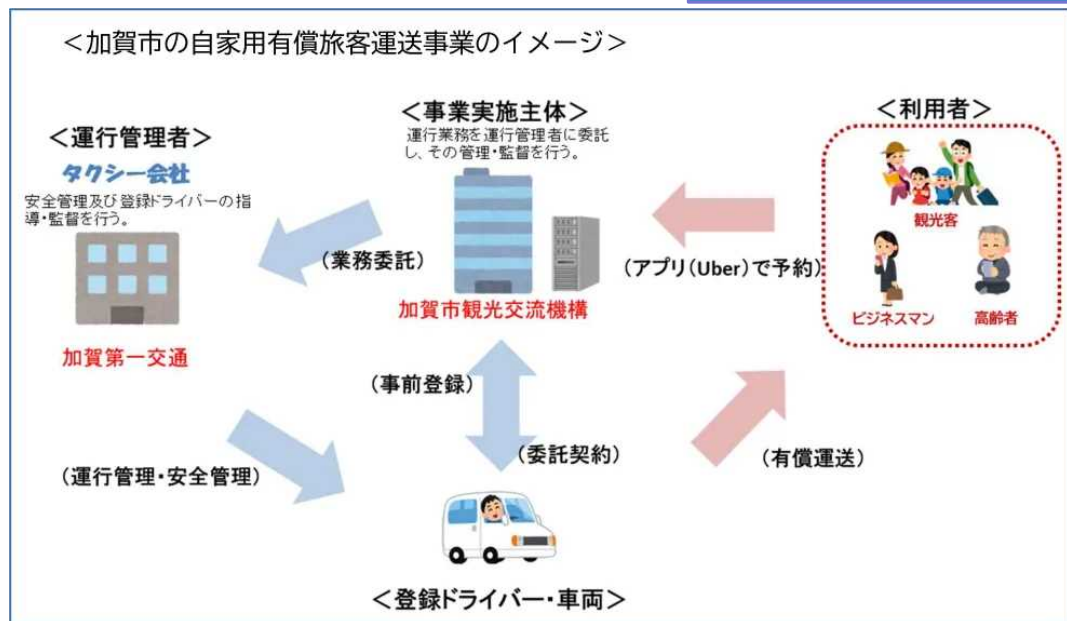
<加賀市>

- ・実施主体は(一社)加賀市観光交流機構
- ・市内にあるタクシー事業者に運行管理等を委託して安全対策を確保
- ・特にタクシーが減少する夜間の時間帯(19~23時)に市内全域で運行
- ・昼間の時間帯(7時~19時)においても、加賀温泉駅又は市内宿泊施設を発着地とする場合に運行
- ・予約配車はUberアプリを介して、キャッシュレス決済
- ・対価はタクシー運賃の「約8割」

<小松市>

- ・特にタクシーが減少する木金土の夜間の時間帯(17~24時)に市内全域で運行
- ・対価はタクシー運賃の「約8割」
- ・専用アプリ「いれトク！」及び電話による予約
- ・支払いはPayPayによるキャッシュレス決済

・交通空白の概念を主に夜間の時間帯として導出
・運送の対価をタクシー運賃の約8割として設定



(石川県加賀市より)

○ 小松市ライドシェア「i-Chan」の運行 ○

更新日：2024年04月18日

小松市ライドシェア「i-Chan」の運行しています！



日常的に移動に不便を感じている住民や観光客、新しく開通する北陸新幹線で本市を訪れた方々の移動の利便性向上に加え、能登半島地震で被災された二次避難者の方々の移動を確保するために、タクシーが不足している夜間の時間帯に自家用車を活用した小松市ライドシェア(愛称:i-Chan)を運行します。

(石川県小松市より)

参考 運用改善に係る活用事例②

<三浦市>

- ・実施主体を三浦市とし、地域・時間帯を限定して実証実験を実施
- ・市内にあるタクシー事業者2社に運行管理と整備管理を委託して安全対策を確保
- ・実証実験としての実施期間は4月17日～12月16日までの8ヶ月間
- ・**実証実験終了後は法78条3号の自家用車活用事業に移行を想定**
- ・**運行時間帯は夜間の時間帯（19～25時）、乗車地は三浦市内に限定（降車地に制限なし）**
- ・観光客も利用可能で利用者制限なし
- ・配車アプリGOによる運用で、対価は**タクシー運賃と同額、事前確定運賃、キャッシュレス決済**
- ・ドライバーは三浦市内の在住者が在勤者で、使用車両はドライバーの自家用車

- ・タクシーとの共同運営
- ・交通空白の概念を地域住民等のニーズに基づいて導出

目的（三浦市の夜のタクシー不足を解消）

「かなライド@みうら」は、タクシーが不足する地域や時間帯において、タクシー会社の独立採算によるライドシェアの導入を目指して実施する実証実験です。

三浦市では神奈川県と協力し、バス運行本数やタクシー稼働台数が減少する夜間（19時～25時）において、市民の皆さまが安心して移動できる手段を確保する目的で行います。

実証実験は、4月17日（水曜日）から12月16日（月曜日）までの8か月間行う予定ですが、本格実施につなげるため、夜間の移動手段にお困りの方は、ぜひご利用をお願いします。

実証実験を行うため、三浦市地域公共交通会議を開催し、国へ自家用有償旅客運送の登録申請を行いました。



(神奈川県三浦市より)

参考 説明資料・動画の掲載について(北海道運輸局HP・YouTube)

- 本日情報提供した、自家用車活用事業及び自家用有償旅客運送（日本版・公共ライドシェア）に係る説明資料及び説明動画は、北海道運輸局公式HP及び北海道運輸局公式YouTubeに掲載しております
- 北海道運輸局公式HP (<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/index.html>)
- 北海道運輸局公式YouTube (<https://www.youtube.com/@user-sz5dh5ej5v>)



(北海道運輸局公式HP)

分野別情報

- 公共交通機関の運行情報
- 安全・防災
- 観光
- 地域公共交通
- バリアフリー
- 環境
- 物流
- 鉄道
- 自動車**

自動車運送事業関係

- バス事業
 - バス停留所安全性確保対策について
- ハイヤー・タクシー事業
- 自家用車による有償運送の取扱いについて**
- レンタカー事業

「自家用車活用事業等に係る地域別検討会議」を開催

国土交通省では、地域の自家用車やドライバーを活用して、タクシー事業者の管理の下、運送サービスを提供する「自家用車活用事業」の制度を新たに創設したほか、自家用有償旅客運送制度の見直しなどを行っているところです。

このたび、これらの制度の理解を深めるとともに、今後の地域における移動手段の確保に向けた一助とするため、北海道及び一般社団法人北海道ハイヤー協会と連携の上、令和6年6月3日～13日にかけて標記検討会議を開催しました。

○報道発表資料

○説明資料

- ・【資料01】自家用車活用事業について 説明動画(北海道運輸局公式YouTube)
- ・【資料02】自家用有償旅客運送について 説明動画(北海道運輸局公式YouTube)
- ・【配布01】自家用車活用事業制度創設のプレス資料(令和6年3月29日)
- ・【配布02】不足車両数公表のプレス資料(令和6年3月13日及び4月26日)
- ・【配布03】遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント



ホーム 動画 再生リスト

動画 ▶ すべて再生



(北海道運輸局公式YouTube)

参考 白タク・白バス行為防止に係る啓発活動について

○白タク・白バスとは、国の許可を受けないで、自家用車やレンタカー（白ナンバー）を使用して、有償で人を運送する車両を言います

○北海道運輸局では、道内を訪れる訪日外国人旅行者に安全・安心な旅行を楽しんでいただくため、北海道警察をはじめとした関係機関と連携し、新千歳空港や札幌駅ほか道内の主要な交通結節点・観光地等において、違法な白タク・白バスを利用しないよう啓発活動を実施しております



(北海道運輸局公式X)

Beware! Unlicensed Taxis are Illegal and Unsafe!
使用 “非法营运车辆” 载客既 危险 又 违法!

Check the color of the license plate to be sure!
确认车辆牌照!

Unlicensed taxis have white plates, but legally-licensed taxis have green plates.
白色牌照载客违法!

If you use an unlicensed taxi, you may be questioned by the police!
乘坐非法营运车辆将受到警方的查问!

Unless a vehicle has been issued the proper permissions, drivers in Japan cannot use a personal vehicle to transport passengers for a fee—for example, via a ride-hailing app!
Violations are subject to imprisonment of up to three years, a fine of up to 3 million yen, or both!
在日本，禁止私家车在没有被允许的情况下，通过打车软件等方法进行有偿的接送服务！
如有违规行为，将被判处3年以下有期徒刑，或者300万日元以下的罚款，情节严重者将同时受到上述两项处罚！

If you happen to be injured while you are in an unlicensed taxi, you may not be protected by any coverage of insurance!
乘坐非法营运车辆发生事故时，可能出现无法获得保险赔偿的情况!

Unlicensed taxis are not reliable in safety 非法营运车辆在安全方面令人不安	Licensed Taxi 出租车	Unlicensed Taxi 非法营运车
Driver 司机	Professional driver 专业司机	Non-professional driver 非专业司机
Breath alcohol measuring check 驾驶前的酒精检测	Yes 有	No 无
Accident liability 发生事故时的责任对应	Responsibility is on the taxi company 公司对应	It's up to the driver 司机个人对应
Insurance coverage 保险义务	¥80 million or more for passengers s. 000万日元以上的乘车人保险	None 无

For a safe and worry-free trip, please use a legally-licensed taxi!!
为了您安心・安全的旅行，请乘坐受到国家认可的出租车!!

北海道運輸局 Hokkaido District Transport Bureau
北海道警察本部 Hokkaido Prefectural Police

(啓発活動に用いるリーフレットの一例)